

201327010A

厚生労働科学研究費補助金  
食品の安全確保推進研究事業

国際食品規格策定に係る  
効果的な検討プロセスの開発に関する研究

平成25年度 総括研究年度報告書

研究代表者 里村一成

平成26年3月

## 目 次

研究代表者 里村 一成 国際食品規格の検討過程に関する研究（総括）	1
分担研究 今村 知明 一般原則部会における検討過程に関する研究	3
分担研究 豊福 肇 食品衛生部会における国際規格策定議論に関する研究	69
分担研究 佐伯 圭吾 分析・サンプリング法部会における検討経過に関する研究	111
分担研究 松尾真紀子 研究協力者 森川 想 山村優奈 一般原則部会の論点に関する研究	135
分担研究 石見佳子 研究協力者 笠岡（坪山）宜代 瀧沢あす香 栄養・特殊用途食品部会における検討プロセスの開発	223
分担研究 登田美桜 研究協力者 森川 想 畝山智香子 食品汚染物質部会における検討プロセスの開発	281
刊行物に関する一覧表	320

平成25年度 厚生労働科学研究費補助金（食の安心・安全確保研究事業）  
「国際食品規格策定に係る効果的な検討プロセスの開発に関する研究」

国際食品規格の検討過程に関する研究 総括研究報告書

研究代表者 里村 一成（京都大学医学研究科 健康政策・国際保健学 准教授）

研究要旨

本研究では Codex の各部会におけるこれまでの議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を収集・整理・分析し、必要な情報を迅速かつ簡便に提供することにより、その議論に加わり日本の食生活に合致した食の安全を図った。

平成25年はコーデックス設立50周年に当たるため、元議長のスローラック氏、元事務局長の宮城島氏、元副議長の吉倉氏等に参加いただきフォーラムを開催した。また、本年度から汚染物質部会に参加し、放射線を含めた汚染等の基準についても検討を開始することとした。

A. 研究目的

コーデックス委員会で策定された国際規格は、WTO（世界貿易機関）協定の1つである SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）において、WTO 加盟国が準拠しなければならない国際規格である。我が国における食品安全に関する科学的知見及び食生活の状況等が効率的、的確に国際基準に反映できるモデルを構築する必要がある。

しかしながら、Codex は、検討分野ごとに約 30 の部会から構成されており、それぞれの部会で要求される専門分野が多岐にわたること、また、確率論的モデルに基づく定量的リスク評価結果に基づく規格の策定等、高度に専門的な内容を含むアプローチが採用されてきているため、単なる情報の収集ではなく専門家による傾向分析と理論構築等が必要になる。また、議論の経緯が複雑に

なっており、各国の戦略が多様化していることなどから、それらをふまえた対応が必要になる。しかしながら、日本政府においては、主として対応している行政官が比較的短期で異動すること等の理由により、諸外国と対等に交渉を行うにはハンディが非常に大きい。そこで、本研究では Codex の各部会におけるこれまでの議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等を収集・整理・分析し、必要な情報を迅速かつ簡便に提供することにより、その議論に加わり日本の食生活に合致した食の安全を図ることを目指した。また、福島原発事故での食品の放射線汚染の問題もあるため汚染物質部会も検討範囲とした。

B. 研究方法

汚染物質部会に関しては本年度の会議より出席し、情報収集とした。

本園はコーデックスの開設50周年でもあるため元議長のスローラック氏、元事務局長の宮城島氏、元副議長の吉倉氏等を招いて東京大学でフォーラムを開催するとともに直接情報を収集した。

(倫理面への配慮)

基本的に公開されている資料を使用するため特に倫理的な問題点は生じない。

### C. 研究結果

汚染物質部会については登田先生の報告書に詳細が記載されている。

フォーラムは2013年9月24日に東京大学にて行った。行政、業界、消費者の視点を網羅的にカバーしたパネリストによる議論も行った。参加者数158名であった。コーデックスとTPPとの関連等についても討論を行った。このフォーラムはコーデックスの50周年行事の一環としてコーデックスのホームページ

(<http://www.codexalimentarius.org/50th-anniversary/>) にContribution from Japanとして掲載された。しかし、参加者の多くは従来よりコーデックスに関わってきた人たちであり、多くの人にコーデックスを知ってもらうことは十分にはできなかった。最近になり、テレビにおいてもコーデックスとの名称を耳にすることは出てきたが、一般的にはまだ知られていないことがわかった。今後その内容とともに多くの人に感心を持ってもらう必要があると考えられた。

### D. 考察

コーデックスの50周年に当たるため広報の意味も含めてシンポジウムを主催し

たが、未だ知られていないことがわかった。コーデックスの情報をどのようにどの段階で伝えていくかが今後の問題となると考えられた。

### E. 結論

コーデックスの関係者と直接情報交換をすることで今後の展開についての一部について情報を得られた。今後も会議の経過を見守りつつ、日本の食生活の安心・安全を確保するために情報収集・分析等が必要であることが明らかになった。

### F. 健康危惧情報

無し

#### 研究発表

#### 1. 論文発表

無し

#### 2. 学会発表

無し

### G. 知的所有権の取得状況

#### 1. 特許取得

なし

#### 2. 実用新案登録

なし

#### 3. その他

無し

厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）

分担研究成果報告書

平成 25 年度

CODEX「一般原則部会」の報告書のとりまとめ

分担研究者 今村 知明 奈良県立医科大学健康政策医学講座 教授

## [研究要旨]

コーデックス委員会で策定された国際規格は、WTO（世界貿易機関）協定の1つである SPS 協定（衛生植物検疫措置の適用に関する協定）において、WTO 加盟国が準拠しなければならない国際規格であることから、我が国における食品安全に関する科学的知見及び食生活の状況等が効率的、的確に国際基準に反映できるモデルを構築する必要がある。

本研究ではコーデックス委員会の中で特に我が国の食品の安全の確保に影響の大きい7つの部会のうち、一般原則部会におけるこれまでの議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った対応、関連資料等の収集・整理を行うと共に、第 28 回（CCGP）に向けての各国の動向について整理を行った。

### A. 研究目的

コーデックス委員会は、食品添加物、残留農薬、といった検討分野ごとに約 30 の部会から構成されており、それぞれの部会で要求される専門分野が多岐にわたること、また、年々、確率的モデルを用いた定量的リスク評価結果に基づく規格の策定など、高度に専門的な内容を含むアプローチが採用されてきている。また、議論が長期にわたり経緯が複雑になっているものもあることなどから、それらを踏まえた対応を行う必要がある。

これらの問題点を解決するため、我が国における食品安全に関する科学的知見及び食生活の状況等が効率的、的確に国際基準に反映できるモデルについて検討を行う。

### B. 研究方法

コーデックス委員会の中で特に我が国の食品の安全の確保に影響の大きい7つの部会のうち、一般原則部会におけるこれまでの議論の内容、諸外国のポジション、日本政府の取った

対応、関連資料等を収集・整理を行った。

### C. 研究結果

#### (1)一般原則部会の取りまとめ

一般原則部会について、近年開催された第 18 回会議（2003 年：H15 年 4 月）から第 27 回会議（2012 年：H24 年 4 月）までの議論の内容および 28 回会議に向けた各国の動向について整理を行った。概要を以下に示す。

#### I. 一般原則部会の委託事項の内容

- (1)食品規格の目的及び範囲、食品規格の性質及び各国による食品規格の採択の様式を定義する一般原則の制定
- (2)規格部会に対するガイドラインの開発
- (3)個別規格または規格の規定が有する経済上の可能性ある意義に関して、各国政府から提出された経済的衝撃の声明を検討する機構の開発
- (4)食品の国際貿易に関する倫理規範の制定

#### II. 主催国:フランス

#### III. これまでの重要決定事項

#### <第 18 回会議関係>

- (1)「フードセーフティーに関連するリスクアナリシス用語の定義」(1997年、1999年一部改訂)
- (2)「食品の国際貿易に関する倫理規範」(1979年、1985年改訂)
- (3)「科学の役割及びその他考慮すべき事項に関する原則」(1995年採択)
- (4)「地域経済統合機関の加盟資格」に関わる手続き規程の改定案を第 26 回総会へ提出することに合意した。主な改訂点は以下のとおり。
  - i 現行手続き規程のルール I 3 をルール I 4 とし、新たに以下のルール I 3 を追加する。
  - ii 現行手続き規程のルール II をルール III とし、新たに 8 つの条文から成るルール II (加盟組織) を追加する。
- (5)「コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則素案」を **Step8** に進めることに合意した。

#### <第 19 回会議関係>

- (1)手続き規程のルールIV「執行委員会」とルール X II「予算及び支出」(発展途上国のための特別基金の設置)の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。
- (2)戦略的計画の策定や作業評価(critical review)の実施等が決定されたのを受け、基準や関連テキストの重大な見直しに関連する「コーデックス基準及び関連テキストの策定手順」の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。本改訂案では現行パート 1 がパート 3 に変更され以後の番号が繰り下がり、新たにパート 1 (戦略的計画の策定)及びパート 2 (作業評価評 1 面)が追加された。
- (3)議長を選定基準を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。
- (4)コーデックス部会及び特別政府間作業部会の主催国に対するガイドライン案を第 27 回

CAC 総会に提出することに合意した。

- (5)コーデックス部会及び特別政府間作業部会の議長に対するガイドライン案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意した。

#### <第 20 回会議関係>

- (1)手続規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意されたが、第 27 回 CAC 総会において出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。
- (2)「トレーザビリティ・プロダクト・トレーシング」の提議案を手続規則に載せるよう第 27 回 CAC 総会に提案することが合意され、第 27 回 CAC 総会において採択された。
- (3)手続規則のなかの「食品」の定義を見直すことが新規作業として承認された。

#### <第 21 回会議関係>

- (1)「作業の優先順位確立に関わる規準の改訂案」については、総会での採択を求めることとなり、第 28 回総会にて改訂案が承認され、さらにコーデックス部会の構成や委託事項を踏まえて必要に応じて基準を見直すこととされた。
- (2)「物理的作業部会及び電子的作業部会のガイドライン案」の内容について検討し、総会での採択を求めることとなり、第 28 回総会にて採択された。
- (3)「CAC の活動における国際非政府機関の参加に関する原則改訂案」の内容について検討し、総会での採択を求めることとなり、第 28 回総会にて採択された。
- (4)「国際的政府機関との協力に関するガイドライン案」の内容について総会での採択を求めることとなり、第 28 回総会で一部字句の修正を施し、承認された。
- (5)「議長選出に関する手続き規則改正案」の内容

について総会での採択を求めることとなり、第 28 回総会にて採択された。

#### <第 22 回会議関係>

- (1)「受諾手続きの廃止によって生じる手続きマニュアルの改訂案」の内容について第 28 回総会での採択を求めることとなり、承認された。
- (2)手続きマニュアル中の「食品」の定義については現在の定義のまま変更しないことで合意し、改訂作業の中止を次回総会に求めることとなり、第 28 回総会にて承認された。
- (3)「執行委員会のメンバーの任期に関する手続き規則の改訂案」に関する新規作業に着手することを承認するよう次回総会に求めることとなり、第 28 回総会にて承認された。

#### <第 23 回会議関係>

- (1)「手続きマニュアル」の「執行委員会の構成メンバーの任期」に関する諸規定の改定については、「メンバーの任期は選出された総会から次回総会までの期間で、再選は 1 回、最長任期は 4 年まで」とする基本方針にそって修正した Rule III Officer、Rule IV Coordinators、Rule V Executive Committee の改訂条文について第 29 回総会に採択を求めることが合意され、(注)第 29 回総会にて改訂条文は承認された。
- (2)「手続きマニュアル」の「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きの Step 8 における企画の検討に関するガイドライン」を削除して「手続きマニュアル」の関連する文章に入れ込む修正について合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなり、第 29 回総会で改訂案は承認された。
- (3)「コーデックス規格の一般原則」の見直し案については、コーデックス規格は国内法規に取って代わるものではないとの文章を加えるな

どの修正を合意し、第 29 回総会での採択を求めることとなったが、第 29 回総会で検討の結果、CCGP に差し戻して再検討することとなった。

- (4)「コーデックス規格及び関連文書の受諾に関する用語“暫定措置(interim)”の検討」については、“暫定措置”の用語は食品安全に関わる規格の採択では原則として用いるべきではないとの趣旨の提言を取りまとめ、第 29 回総会での採択を求めることとなり、第 29 回総会にて承認された。

#### <第 24 回会議関係>

- (1)2006 年 9 月にベルギーにおいて開催された WG が作成した、「加盟国向けの食品安全のためのリスク分析に関する作業原則原案」については、修正された作業原則原案を Step 5 とし、さらに Step 6 及び 7 を省略して Step 8 として承認することを提案することで合意され、2007 年 7 月の第 30 回総会では最終選択の可否について意見が分かれたが、最終的に Step 5/8 で採択された。なお、4 月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。
- (2)コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーとしての活動の必要性は認識されているが、オブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討された。最終的に "Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Woke of The Codex Alimentarius Commission" のセクション 6 の第 1 項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された時点に適用された基準を満たさなくなった場合」という記述を「セクション 3 及び 4 の基準を満たさなくなった場合」と改

訂することで合意し、第 30 回総会で承認された。

(3) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案については、マレーシアから各部会で適用されるリスク分析原則案に食い違いがあるのではないとの発言があり、必要に応じてこの点を改善していくこととして、CCPR から提案されたリスク分析原則案は編集上の修正を踏まえて承認された。

(4) 食品中の残留動物用医療薬品部会におけるリスクアセスメントポリシーを含めたリスクマネジメント方法論原案については、CCPR のリスク分析原則案での議論を踏まえ、非開示情報の扱いなどに関して若干のテキストの修正を施して承認された。

(5) CCMAS が完成させた "Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures" について検討し、承認された。GSFA における食品添加物規定の追加及び見直しの検討のための手順案(CCFAC)新たに組織された CCFA において個別食品規格の添加物の基準と GSFA の基準の調整作業が行われていることを考慮して、本手順案の検討は必要ないとの意見もあったが、最終的に本手順書案は承認され、第 30 回総会にて承認された。

(6) 第 23 回会議において、「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」に「無期休会となったコーデックス委員会によって作成されたコーデックス食品規格の改訂のための取り決め」を取り込んで一つの文章にまとめることが決定した。このことを踏まえて、事務局が作成した「コーデックス食品規格及び関連テキストの作成に関する手続き」の改訂案について検討した結果、「手続きマニュアル」中のテキスト改訂案を委員会に提出することが合意された。

(7) 前回の会議において「コーデックス食品規格の一般原則」の改訂案を委員会に提案することが合意され、第 29 回委員会総会にて検討されたが、マレーシアの一般原則における助言的文章に関わる規定を削除することの懸念を受け、委員会は当部会に差し戻すことに合意した。その結果、「関連テキスト」の文言に脚注をつけ、実施規範、ガイドライン、提言などが含まれることを明確にすることで合意され、この「コーデックス食品規格の一般原則」案を総会に提案することで合意した。

#### <第 25 回会議関係>

(1) 「食品の国際貿易における倫理規範」の改訂原案について検討され、タイトルを「CODE OF ETHICS FOR INTERNATIONAL TRADE IN FOOD INCLUDING CONCESSIONAL AND FOOD AID TRANSACTIONS」とし、第 2 条スコープに無償取引や食料援助に関する記述を追加し、第 3 条原則に賞味期間に関する記述を追加し、第 4 条のタイトルを変更し、他国に輸出される食品は他に根拠がない限り輸出国の法律も満たすべきであること等の変更を加え、改訂案として第 32 回総会へ Step5/8 で提案することに合意した。

しかしながら、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、インド、インドネシア、マレーシア、メキシコ、フィリピン、タイ、チュニジア、ウルグアイは迅速ステップの扱いにはコンセンサスが得られていないとして留保した。

(2) 日本から 2005 年の受諾手順の廃止に伴う CCGP の付託事項の見直しの提案があり、第 2 センテンスの削除について討議した結果、部会は以下のように付託事項の第 2 センテンスを削除することを総会に提案することに合意したが、マレーシアはこの決定に異議を表



明した。

### *Terms of Reference*

To deal with such procedural and general matters as are referred to it by the Codex Alimentarius Commission.

~~Such matters have included the establishment of the General Principles which define the purpose and scope of the Codex Alimentarius, the nature of Codex standards and the forms of acceptance by countries of Codex standards; the development of Guidelines for Codex Committees; the development of a mechanism for examining any economic impact statements submitted by governments concerning possible implications for their economies of some of the individual standards or some of the provisions thereof; the establishment of a Code of Ethics for the International Trade in Food.~~

- (3) 日本から提案のあった手続きマニュアルの付属書のなかの“受諾”の用語の使用の見直しについては、各国代表団から”受諾”の用語の見直しは不要、付属書の訂正は不要等の意見が出され、部会は「当該付属書の改訂は行わず、第4項に対して受諾手続きは2005年に撤廃されたとの注釈を脚注に加えるよう総会に提案する」ことで合意した。
- (4) 部会はニュージーランドと英国が作成した“risk-based”若しくは“based on risk assessment”の用語の定義の必要性等に関する資料について検討し、この資料での指摘事項は現在及び今後の委員会の作業において心に留めるべきであるということに合意し、この資料については作業を継続しないことに合意した。
- (5) 第31回コーデックス委員会においてブラジルからコーデックスの様々な活討の結果、第25回CCGPの会議において事務局が作成した途上国のコーデックスの委員会、部会、タ

スクフォース、ワーキンググループへの参加状況とその改善策を検討することとなり、今回、事務局の作成したデータについて検討し、8つの改善策（Step 3と6における書面コメントの活用、年間の会合開催回数の削減、テレビ会議の導入等）に関して様々な意見を交換した。

部会は更なる討議のために、これまでの検討内容を総会に報告することに合意した。

### <第26回会議関係>

- (1) 「食品の国際貿易における倫理規範の改訂案」に以下の修正を加えて Step 8 とし、第33回総会(2010年7月)での最終採択を諮ることで合意した。

① Article 1, Section 3.2 (b) 及び (e) : 意味をより明確にするための字句文言等を整理した。

② Section 3.2 (f) : “shelf life” を “expiration date” に置き換えた。

③ Section 4.2 : 「輸出国が規定する“最低条件(minimum requirement)” に適合しない食品の再輸出をしない旨」を示した文書について、“最低(minimum)”を削除し、さらに、“食品安全の要件(food safety requirements)”と書き換えるべきとのグアテマラの提案について議論した結果、本項は、安全と品質の両方の規定をカバーすることを確認した上で、“minimum”を削除した。

④ また、本規範案が、コーデックス基準に合致していない食品の輸出、及び、コーデックス基準より厳しい基準を輸入国が適用することを許す内容となっているとのチュニジアの懸念についても検討し、文書中にある“multilateral agreements”がWTO協定を含むことを示す脚注を追加した。

⑤ Section 4.4 については、いくつかの国が、本倫理規範は、国際流通する全ての食品が対

象であることから、個別食品である“代替粉乳のマーケティングに関する国際規範”について特別に言及するのは適切でないとして削除を提案したが、以下の理由により、本項は修正しないことで合意した。

- ・開発途上国において不正な代替粉乳の流通が深刻な問題になっている実態があり、当該国際規範の重要性を強調することが必要であること。
- ・本件が倫理的に重要であることが本会議で確認されたこと

第33回総会において、提案通り採択された。

(2)「コーデックス各部会及び特別部会の議長向けガイドラインの改定案」について議論された結果、提案文書に必要な修正を加え、「討議の中、意見の対立がある場合、議長はコンセンサスが得られたかどうか判断する前に、対立する議論を調整するよう努めることによって、関心を有するメンバーの意見が確実に考慮されるようにしなければならない。」とすることで合意し、第33回総会での採択を諮ることとなった。

(3)「コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会(食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会)に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等」について検討した結果、各部会に適用されるリスク分析の原則には一貫性があるとして、Activity 2.1 による作業を終了した。

また、事務局が行ったレビューを各部会に送付することで合意し、今後、各部会は同戦略計画の Activity 2.2 に基づき、個別のリスク分析方針のレビューを行うこととなった。

(4)「コーデックス文書において、無定義又は異な

る定義の基で用いられている用語“competent authority”について、統一的な定義を作成することの利点」などについて検討した結果、以下の理由により、当該用語の統一的・一般的な定義を策定する利点はないとの見解で合意した。

- ・2010年2月に開催された第18回食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)において、当該用語の定義は不要との結論に至っていること
- ・一般的に用いられる当該用語の定義付けを行うことは、既存のコーデックス文書及び当該用語を使用する各国政府の取組に影響を与えるため、留意する必要がある旨のオーストラリアからの意見に我が国、EUを含め多くの国が同意したこと

第33回総会では、部会での議論の結果が報告され、特段の議論なく承認された。

(5)「一般原則部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正案」については、議論の結果、以下の修正を加えることで合意した。

- ①より正確になるよう第一文に加筆し
- ②各部会から提案される手続きマニュアルに関する提案・修正案の検討及び承認、並びに総会に対する手続きマニュアルの修正を自ら提案すること等、本来の業務を明確化し
- ③受諾に関する事項を含んでいる第二文及び倫理規定の策定に関する最終文を削除する

また、経済的影響を吟味するメカニズムに関する記述を削除するか否かについては結論が出ず、各国へ意見を求め、次回会合で引き続き検討することとなった。

(6)「OIE とコーデックスの合同規格策定の可能性」については、討議文書が会議当日に配布

されたため、我が国を含めいくつかの国から、今次会合で中身に踏み込んだ議論をするのは難しいと指摘されたことを受け、最終的に、当該討議文書を各国に回付して意見を求め、次回会合で具体的に議論することになった。

- (7)「コーデックス会議の共同開催」については、討議文書に示されている「コーデックス会議の共同開催に関するガイドラインの修正案」を一部修正し、第33回総会での承認を踏むことで合意した。

また、共同開催に必要な手続きやタイムフレームなど有用な関連情報を掲載する事務局 web ページの創設とその具体的内容についても合意した。

第33回総会では、部会が共同開催されるとの情報については前もって十分加盟国に通知されるよう、あらゆる努力をすべきであるとされ、承認された。

- (8)「討議文書の配布、報告書の長さ及び内容」については各国から様々な意見が出され、我が国も、会議資料の配布の遅延に関連し、実態を比較調査するのが適当ではないかと提案したのに対し、コーデックス事務局は、今後の事象には対応できるが、過去の配付状況を調査するのは困難である旨の回答があった。

議論の結果、本討議文書を2010年秋に開催が予定されているラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会で検討するとともに、その他の地域調整部会へも参考情報として配布することが合意され、本件は次回会合で引き続き検討する事項であることが確認された。

- (9)手続きマニュアル第19版の構成を変更し、索引を廃止したことが報告された。
- (10)その他の事項及び今後の作業として以下の2項目について討議された。

① ステップ8で保留されたコーデックス規格案等

コーデックス規格及び関連文書の策定

に関する手続き規定の第5項には、総会は規格案又は原案を最終採択せずにそのままステップ8に保留することができる旨の規定があるが、その場合の具体的な条件や、その後、最終採択に向けて何をすべきかについてのガイダンスが存在しないことから、新規作業として、そうしたガイダンスを策定する必要があるとの指摘が、多くの国からあった。

議論の結果、オランダとカナダを共同議長とする新たな電子作業部会の中で以下の事項に関する討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 上述の第5項に関連して現在起きている事象の調査結果
- b) リスク分析の原則に沿って規格案又は原案が関連部会で策定されたにもかかわらず総会においてそれらがステップ8に保留されている事象についての具体的記述

② 経済的影響に関するステートメント

マレーシアとブラジルが共同議長を務める新たな電子作業部会の中で以下の討議文書を作成し、次回会合で議論することとなった。

- a) 個々の規格案やその規定の経済的影響について各国が提出したステートメントを検証するメカニズム案
- b) 上記メカニズム案に関連する規定案
- c) 各国が当該ステートメントを作成する際の様式案

< 第27回会議関係 >

(1)「ステップ8で保留されたコーデックス規格案」  
【議題3】

カナダとオランダを議長国とする EWG は「規格がステップ8で保留された根本的な原因」に関する分析結果を踏まえ、部会の検用として以下の勧告を提出した。

○勧告1

- ・部会は米国とEUを共同座長とし、以下の議題について討議する議論促進グループ会合を持つことに合意した。
- ① グループ会合は、ステップ8のままにしておく原因を確認し、考慮する。
- ② グループ会合は、議論の要約に関する報告書を作成する。しかし、CCGP に対する特定の勧告は行わない。

○勧告2

- ・部会は、手続きマニュアルにおいて議長に対する追加的なガイダンスは必要がないことに合意した。また、事務局は、コンセンサスを得ることの研修に関連して、2012年において1日間のワークショップの開催を予定していることを報告した。

○勧告3

- ・いくつかの代表は、作業が開始された時には、課題を確定する必要があることに合意したものの、現行の手続きを改正する必要があることに合意した。

○勧告4

- ・部会は、他の部会の懸念事項様式 (concernforms) を利用する勧告に注目し、CCRVDFを含む関係部会から提言を得るよう要請した。

○勧告5

- ・部会は、科学的な正当性がある限りにおいて規格をステップ8にとどめることを決定できるとする提案に注目した。しかし、食品の安全以外の他の理由によってもステップ8にとどめることも認識した。
- ・従って、部会は、進行手続き (Elaboration Procedure) を改正しないことに合意した。

○勧告6

- ・部会は、地域単位 (regional basis) で規格を採択することは解決にならないことに合意した。

○勧告7

- ・ブラジルの代表は、手続き規則において投票を考慮することを支持した。部会は、投票に関しては現行の規則を維持することに合意した。

(2)「経済的影響に関する申し立てを検証するメカニズム」【議題4】

議論の末、マレーシアとオーストラリアが共同で作成した討議用ペーパーを基に、次回会合においても議論を継続することに合意した。

この討議用ペーパーでは措置の経済的インパクトと食品安全等とのバランスをどのように考慮できるかを説明するものとし、また、他の部会の例を考慮し、この点に関しコーデックスの規定が必要かどうかを検討することとした。

(3)「コーデックス各部会におけるリスク分析方針

の再検討」【議題5】

用語の定義と各部会が作成した「リスク分析の原則」のレビューの状況が各部会により報告された。

(a) PMの”Hazard”の用語の定義

- ・CCNFSDU, CCFH, CCFA, CCCF, CCPR及びCCRVDFは一致して、「ハザード」の定義を改正する必要はないとしたため、部会はこの問題についてこれ以上議論する必要はないと決定した。

(b) 再検討の状況

- ・部会は、CCNFSDUが原則は2009年に採択されたばかりであり改正する必要がないと合意したことを説明 (note) した。
- ・部会は、CCFHの改正リスク分析原則を承認した。
- ・部会は、CCFA及びCCCFの分離したリスク分析原則を承認した。また、「委員会によって承認されたように (“as approved by the Commission”)」の用語は両文書に para.1 として残されるべきことを決定した。
- ・部会は、CCFAが飼料についての改正はCCFAの作業にとって適切でないと合意したこと及びCCCFがその原則に飼料をとりこんでいることを説明した。
- ・部会は、CCCFが有害物質の定義の改正を提案し、CCGPに承認を求めていることを説明した。
- ・部会は、CCPR及びCCRVDFがリスク分析原則を現在見直していること、また、この見直しには飼料への原則適用の可能性と Working Principles for Risk Analysis との適合性が含まれていることを説明した。

(4) 「一般原則部会の付託事項 (Terms of Reference) の修正案」【議題6】

部会は、改正所掌事項 (TOR) において経済的インパクトの言及 (statement) に関するパラがブラケットになっており、コメントを求めていることについて注意を促した。

いろいろな意見が出されたが、コンセンサスが得られなかったため、部会はTORを変更せず、オーストラリアとマレーシアの討議ペーパーができる次回会合において改正TORの議論を継続することを決定した。

(5) 「コーデックスと国際獣疫事務局 (OIE) の合同規格の策定」【議題7】

部会は、次のようなマנדートでカナダを議長とする電子作業グループを設置する

ことに合意した。

- (1) 互いに関心のある開発についての協力の約束の確認、
- (2) コーデックス及びOIEのマנדートと手続きの尊重
- (3) オープンで透明性のある手続きの約束

また、作業グループは、各々の機関が取ってきたあるいは取りつつある関係の作業がよりよく考慮でき、かつ、互いの機関の規格やガイダンスを矛盾なく考慮する手段を特定するためのガイダンスを提案する。

また、作業グループも設置し、次回のCCGPの会合以前に開催することが合意された。

#### (6) 「文書の回付、報告書の長さ及び内容」【議題8】

特に前回総会のレポート配布が数ヶ月かかったことが本会合で問題にされ、すべての言語による翻訳が出そろった段階で配布することが、各国が会合のための準備を行う上で公平であるとの意見が表明されが、事務局はたとえ一つの言語であっても、文書配布をなるべく早くすることが重要との認識を示した。

その結果、翻訳のスピードを上げるために機械による自動翻訳の導入が提案され、今後検討していくことが合意された。

また、コーデックス事務局の強化のため、現在空席になっているポストを埋めることやコメント提出の厳守も重要であると確認された。

#### (7) 「その他の事項及び今後の作業」【議題9】

- (a) 総会、執行委員会以外でのコーデックス役員 (officer) の参加資格の明確化について
  - ・カナダより、コーデックス議長及び副議長が総会や執行委員会以外の部会等に出席する際の参加資格を明確化し、それを目的としてコーデックス委員会内に組織 (bureau) を発足する可能性について検討するための新規作業が提案された。
  - ・FAO事務局 (法務コンサルタント) は、コーデックス議長及び副議長は総会、執行委員

会以外での役割は規定されておらず、他の部会等では通常国の代表団の一人として参加するとの認識を示した。また、新しい組織の発足には、その機能、他の組織との関係性、監査、報告の義務等を含めて、コストのかかる複雑な問題があり、特にFAO、WHOとの関係性から、これらが解決されない段階で、何かを代表する役割の新組織を発足させる提案には同意できないだろうと述べた。

- ・カナダは、新組織の発足は、むしろ部会等における議長や副議長の役割を明らかにする目的に限定した提案で、外部に向けて何かを代表する役割を想定したものではないと回答した。カナダがこれら議論の結果を含め、より提案を明確化した文書を次回会合までに用意することで合意された。
- (b) 有害物質 (contaminants) の定義
  - ・食品における有害物質部会は飼料添加物/飼料添加物の残留を考慮し、次のような「有害物質」の定義の改正を行った。  
“Contaminant means any substance not intentionally added to food *or feed* for food producing animals, which is present in such food or feed as a result of the production (including operations carried out in crop husbandry, animal husbandry and veterinary medicine), manufacture, processing, preparation, treatment, packing, packaging, transport or holding of such food *or feed*, or as a result of environmental contamination. The term does not include insect fragments, rodent hairs and other extraneous matter.”
  - ・部会は、この改正は手続きマニュアルの有害物質の一般的定義に影響を及ぼすことを指摘した。
  - ・いくつかの議論の後、部会は、食品における有害物質部会による有害物質の定義の改正を承認 (endorse) した。
- (c) コーデックス関連情報をコーデックスシステム内で提供する方法の検討について
  - ・部会は、食品における有害物質部会から異なるリスク評価のオプションに照らしたリスク管理のオプションのガイダンスに関する文書を考慮、していること、また、これは部会にとっても政府にとっても有益なガイダンスを含んでいるが、政府に対する手続きマニュアルに統合されたり、コーデックス文書に発展されるべきものではないと思うとの報告を受けているとした。
  - ・従って、CCCFはこの文書をさらなる参考のための文書として登録し (append)、CCGPに対してコーデックスシステムの中で、この文書や同様の文書を提供 (入手可能と) する方法を開発するよう要請してきている。
  - ・議論の結果、米国を座長としたEWGを立ち

上げ、このような文書の利用可能性の向上や、選別の方法について検討することが合意された。

(d) 一般問題部会と個別食品部会の協調について

- ・一般問題部会が、個別の食品についてその食品の規格に既に存在しているにも関わらず、それを参照せず、規格を策定する事例があったこと(具体的には魚類・水産製品部会 (CCFFP) が作成した魚類・水産製品に関する実施規範においてウイルスに関する記載が既に存在していたのに食品衛生部会 (CCFH) が食品中のウイルス制御に関する文書を作成した)から、ノルウェーがより効率的な作業と重複を防止することを目的とした新規作業を提案した。
- ・本部会では、PMにおける具体的な変更の提案がされたが、検討には時間が必要との意見が複数の国から示されたことから、ノルウェーが検討文書を作成して次回の会合で議論することが合意された。

<第28回会議関係>

(1) 【議題2】本部会に付託された事項

I. コーデックス総会から提起された/付託された事項

○第35回コーデックス総会:

- ・「汚染物質」の改訂された定義の採択に伴い、「一般規格」の関連セクションを精査して飼料添加物/残留飼料添加物の問題との相違を調整するよう食品汚染物質部会 (CCGF) に要請。
- ・改訂された「食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) が適用するリスク分析の原則」及び「食品残留動物用医薬品に関するリスク評価方針」の採択に伴い、一般原則部会 (CCGP) がその次回部会で文書の整合性を見直せることを指摘。

○第36回コーデックス総会:

- ・手続き規則の規則V.1のためのコーデックス総会 (CAC) の議長及び副議長の役割を検討するようCCGPに要請。

II. 他の部会から付託された事項

○食品衛生部会

- ・第45回食品衛生部会 (CCFH:2013年11月) では、コーデックス事務局の提案

に基づき、「微生物学的リスク評価の実施に関する原則及び指針」(CAC/GL 30-1999)における「危害要因判定」と「リスク推定」の定義の修正案を第37回CACの承認に付した。

- ・CCFHは「手続きマニュアル」の定義も修正すべきかを検討するようCCGPに要請することでも合意し、CCGPはこの要請の検討を求められている。

○食品残留動物用医薬品部会

- ・第21回CCRVDF(2013年8月)は、「懸念事項様式 (Concern Form)」の説明と使用に関する「CCRVDFが適用するリスク分析の原則」の修正を、CCGPを通して第37回CACでの採択に付した。

(2) 【議題3】各部会のリスク分析文書の再検討 (食品残留動物用医薬品部会)

食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) で見直しが進められていた「CCRVDFが適用するリスク分析の原則」及び「食品中の動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の設定におけるリスク評価方針」の両文書の改訂は第20回CCRVDF(2012年5月)で完了し、第35回コーデックス総会 (CAC) で採択されたが、CACは一般原則部会 (CCGP) がその整合性を次回部会で再検討できることを指摘した。

第20回CCRVDFではさらに、「手続きマニュアル」への盛り込みに向けて、「懸念事項様式 (Concern Form)」と「追加の動物種及び臓器への動物用医薬品のMRLの外挿に関するリスク分析方針」の策定に関する追加作業が必要と決定された。

第21回CCRVDF(2013年8月)では、外挿に関する規定と「懸念事項様式」の使用に関する作業を完了し、CCGPを通して第37回CACでの

採択に付した（議題2を参照）。また、CCRVDFのリスク分析の原則に「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）の指針に従い、代替的アプローチを使用したハチミツのMRLの推奨を検討」できる旨の一文を挿入すべきであり、本件に関する第78回JECFAの検討結果に照らして、次回部会でその案を検討することでも合意した。

CCRVDFが進めているハチミツのMRLの設定に関する作業及び第46回残留農薬部会（CCPR）が行うべき「CCPRが適用するリスク分析の原則」の改訂の状況を考慮し、コーデックス事務局は以下を勧告する。

#### 勧告

- i. 第21回CCRVDFによる修正案（付属文書を参照）を承認すること。
- ii. 上記文書の完成に伴い、各部会が適用するリスク分析の原則すべての整合性を検討すること。

### (3) 【議題4】ステップ8で保留された規格

第26回CCGP（2010年4月）では、「コーデックス規格及び関連文書の策定手続き」をめぐる問題について、規格案がステップ8で保留される原因の説明と次回CCGPで検討すべき勧告の提案を含むディスカッションペーパーを作成する電子作業部会（eWG）を設置した。

第27回CCGP（2012年4月）では、eWGが作成した文書を検討し、特に「現在の規格設定の手続き、欠陥と課題について進行役付き討論会を開くことで合意した。

この討論会は「ステップ8で規格が保留された根本的な原因を特定及び検討すること」を付託事項とし、欧州連合と米国を議長、CACの3人の副議長を進行役として以下の議題について開催された結果、共同議長は本討論会の概要報告書がCCGPに提出されることを指摘した。

議題1：歓迎、付託事項の再検討

議題2：eWGの報告及びその結果に関する討議

議題3：開発途上国の観点：各国はコーデックス規格をどのように使用し利益を得ているか

議題4：コンセンサスを獲得するための手段及び指針

議題5：まとめ

### (4) 【議題5】経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズム

第26回CCGP（2010年4月）では、個々の規格案又はその既定の一部が各国の経済に及ぼし得る影響に関して政府が提出する統一された書式を作成することで合意した。

第27回CCGP（2012年4月）では、電子作業部会（eWG）の報告に基づいて議論がなされたが、この段階で手続きマニュアルの修正やテンプレートの統一を提案するには時期尚早であるとし、マレーシアとオーストラリアが共同で作成するディスカッションペーパーに基づき次回会合で討議を継続することで合意した。

本部会では、規格作成の過程で経済的影響の考慮が果たす役割について以下のケーススタディを対象として検討した結果、経済的影響を考慮することで、規格案が加盟国に受け入れられるか否かが明確になり、その採択が強い異議によって最終段階で保留されることから生じる作業を回避できる事が判明した。

ケース1：「ビターキャッサバに関するコーデックス規格」（生鮮果実・野菜部会）

ケース2：「イワシ及びイワシ類缶詰製品に関するコーデックス規格」 - ベンディンクニシン（*Clupea bentincki*）の追加（魚類・水産製品部会）

ケース3：チーズに関するコーデックス一般規格 - パルメザンチーズに関する規格の追加（乳・乳製品部会）

### (5) 【議題6】本部会の付託事項の修正案作成中

### (6) 【議題7】コーデックスとOIEの合同規格の策定

第27回CCGP（2012年4月）では、コーデッ

クス総会（CAC）と国際獣疫事務局（OIE）が互いの関連作業への配慮を高めるための指針を提案し、規格及び指針を相互参照する一貫した方法を見極める電子作業部会（eWG）を設置することで合意した。

eWGでは2012年9月以降4回にわたり、関連している文書、作業、協調を高めるための提案に関するコメントを加盟国政府とオブザーバー組織に要請した上で、両組織が相互参照している文書の総覧とともに、第28回CCGPによる物理的作業部会での検討に向けた指針文書案（付属文書B）を作成した。

この案には、特定された以下の3つの主要テーマに基づき推奨される措置がまとめられている。

- テーマA - 相互参照の体系的な手続きを採用して整合性を向上：
- テーマB - 共通の関心分野における共同の優先事項を見極めるプロセスを強化し、情報の共有と最善のコミュニケーション・協力方法の認識によって透明性を向上：
- テーマC - 国及び地域レベルでの協力を強化：

(7)【議題8】執行委員会及び総会以外のコーデックス会合におけるコーデックス総会役員の参加  
作成中

(8)【議題9】情報文書の参照

第27回CCGP（2012年4月）では、コーデックス総会による正式な採択は受けられないものの、コーデックス部会が作成し、部会と各国政府にとって有用な情報が含まれる文書の扱いを検討するよう求めるコーデックス食品汚染物質部会（CCCF）の要請に従い、以下を付託事項とする電子作業部会（eWG）を設置することで合意した。

- ・文書の特定及び検討
- ・文書を適切に説明する名称又は分類の選定
- ・この分類に含めるための基準の策定
- ・文書を決定する責任の所在の指定
- ・文書を利用できるようにする方法の特定

第28回CCGPにおいては、付属文書I「情報文書を分類し、コーデックスの将来の全ユーザーが利用できるようにするためのガイドライン案」を検討し、eWGによる以下の勧告について討議すべきである。

- ・この種の文書のタイトルを「参照及び情報文書」とすること。
- ・これらの文書の分類基準を以下の通りとすること。
  - 各国政府及びコーデックスの部会、メンバー、オブザーバーにとって有用な情報が含まれる。
  - コーデックスの規格・ガイドライン・実施規範・勧告の策定には適さず、「手続きマニュアル」への盛り込みには当たらない。
  - 部会がコンセンサスに到達できなかった難しい問題を処理する方便としない。
- ・文書が分類基準を満たすかを決定する責任はコーデックス事務局の支援を受けて関連の部会が負い、その報告書に簡単な分析/根拠と情報文書として提示すべき理由を含めること。
- ・これらの文書をコーデックスのウェブサイトに関連の部会ごとに年代順に分類し、正式なコーデックス規格ではない旨の免責条項を添えて公開すること

(9)【議題10】一般問題部会と個別食品部会の協調  
第27回CCGP（2012年4月）において、既に個別食品規格に含まれている要素に関する規格や関連文書を、一般問題部会が関連の個別食品部会に照会せずに策定するといった問題に対し、手続きマニュアルを修正することで重複を避けるべきであるとの指摘がなされた。

しかし、マニュアル修正の必要性に対する疑問やさらなる検討が必要との意見もあり、ノルウェー代表団が、次回部会に向けて、一般問題部会と個別食品部会の協調に関するディスカッションペーパーを作成することで合意された。

「部会間の協調」に関しては、手続きマニュアルが遵守されていない場合や不明確な場合、特定の部会の責任とされたトピックが



別の部会の付託事項に適合する場合などがある。

従って、部会間の協調の必要性と他部会の付託事項を認識する必要性を手続きマニュアルに明記することは重要であり、本部会による検討に向けて、以下を勧告する。

#### 勧告

手続きマニュアルのセクションII「コーデックス文書の作成」を以下の通り修正することにより、一般問題部会と個別食品部会の協調と相互照会に関する説明を明確化し、作業及び文書の重複を回避すること。

- a) p. 29: プロジェクト文書の内容に関する規定の6つ目の項目について、コンマの後に「及び他の既存文書による更新と照合によって他の部会との情報の整合性を確保する必要性及び他の部会と協調する方法」と挿入する。
- b) p. 40: 「一般問題に適用される基準」と「個別食品に適用される基準」に関する規定の段落(b)及び(f)の後に段落「x」及び「xx」として、「コーデックス委員会の個別食品部会又は一般問題部会によって既に行われた作業」を挿入する。

#### (10)【議題11】コーデックス作業管理：部会及び作業評価

コーデックス委員会は、その「2014～2019年戦略計画」にあるように、変化する環境に適応し、食品の安全性・品質・栄養問題に適時かつ積極的に対応する能力を持たねばならない。コーデックス総会(CAC)では、2002年の「コーデックス委員会及び食品規格に関するその他のFAO及びWHOの作業に対するFAO/WHO合同評価」による計42の勧告を採択し、それ以来、コーデックスの作業は、特に時限的特別部会の採用と一部部会の再編によって改善された。

第36回CAC(2013年7月)では、香料に関する規格の必要性が認識されたが、新部会の設置に伴うコストや作業案の範囲に関する懸念が表明され、その設置は広く作業管理を背景に考慮されるべきこと、合同評価から10年を経て部会の作業管理を

見直す必要があるべきことが指摘された。

第68回執行委員会でも、さらなる資源を要する新部会・特別部会の管理と作業量の増加に関する懸念が指摘され、やはり2002年のコーデックス評価を背景に考慮された。そのため、次の第28回CCGPでの検討に向け日本がディスカッションペーパーを作成することとなった。

CCGPの付託事項に基づき、便宜上、一般的な問題と手続き上の問題を分けて検討することが適切と考えられ、前者の例は、科学的助言の迅速化、開発途上加盟国の参加拡大、加盟国にとっての有用性の向上、国内食品管理制度の開発能力の効果的な強化という当初の4つの核心的問題に照らして、10年にわたる勧告の実施を受けて現在の作業を評価することであり、後者の例は、新部会の設置に関する手続きマニュアルの説明を明確化することである。

現時点での提案は、原則として、2002年のコーデックス評価の当初の意図に照らして現在の作業を検討することであり、コーデックスの作業が真に効果を発揮しているか、規範の設定に開発途上国が十分に参加しているかを見極めることが特に重要である。

#### 勧告

本部会では以下の2点を検討することが奨励される。

- ① 現在のコーデックスの作業を見直す必要、及び現行の手続きマニュアルの既定の一部を検討する必要があるか。
- ② 2002年のコーデックス評価による勧告の実施は、予算の確保を条件として2014～2015年にFAO/WHO又は独立した有識者グループ(「2002年コーデックス評価」と同様)により見直され、その結果が検討に向けて次回CCGPに提出されるか。

#### (11)【議題12】手続規則の規則V. 1のためのコーデックス総会の議長及び副議長の役割 作成中

#### IV. 近年作業が完了した議題

- (1) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案
- (2) 地域経済統合機関の加盟問題について
- (3) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案
- (4) トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング (TR/PT) の検討
- (5) 国際政府間機関との協力のためのガイドライン
- (6) 手続き規程ルールの改訂案
- (7) コーデックス基準及び関連テキストの策定手順の改訂案
- (8) 議長を選定基準案
- (9) 「作業優先順位の作成に関する判断基準」の改訂
- (10) 「物理的作業グループに関するガイドライン案」と「電子的作業グループに関するガイドライン案」
- (11) CAC の活動における国際的非政府組織の参加に関わる原則の再検討
- (12) 手続き規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案
- (13) 手続規則の規則 IV.1 の「代表」についての解釈
- (14) 執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討
- (15) 正式会合における発言に関する手続き規則の修正についての検討
- (16) 執行委員会構成メンバーの任期の明確化
- (17) CCFAC に適用されるリスク分析原則案
- (18) 食品及び食品群中の汚染物質及び毒物の暴露評価に関する CCFAC 方針案
- (19) コーデックス規格の受諾及び通告に関する手続き
- (20) 議長選出に関する手続き規則改正案
- (21) 「暫定」の定義について
- (22) CCFH の作業運営方法に関する文章について
- (23) CCFA 及び CCCF の付託事項案について
- (24) CCFH の新しい付託事項について
- (25) 「JMPR(FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議)による評価対象の優先順位付け基準改定案」について
- (26) 「分析結果の活用」の改訂案
- (27) コーデックス規格の一般原則
- (28) 地域調整国と地域毎に選ばれた執行委員会メンバーの役割について
- (29) 「コーデックス規格の改訂及び修正手続きに関するガイドライン」について
- (30) リスクマネジメント方法論原案について
- (31) 残留農薬部会によって適用されるリスク分析原則案について
- (32) CCMAS が完成させた "Proposed Amendment of the Principles for the Establishment or Selection of Codex Sampling Procedures" について
- (33) 食品の国際貿易における倫理規範の改訂案
- (34) コーデックス戦略計画 2008-2013 の Activity 2.1 に従い、各一般問題部会（食品添加物部会、汚染物質部会、残留農薬部会、食品残留動物用医薬品部会及び栄養・特殊用途食品部会）に適用されるリスク分析の原則と、リスク分析に関するコーデックスの基本原則との間の一貫性の有無等
- (35) コーデックス文書において、無定義又は異なる定義の基で用いられている用語 “competent authority” について、統一的な定義を作成することの利点
- (36) コーデックス会議の共同開催
- (37) 手続きマニュアルの構成、内容、様式について

## V. 近年の作業中止議題

- (1) 手続きマニュアル中の「食品」の定義について
- (2) 食品安全に関わるリスク分析用語の定義について
- (3) 各地域調整委員会の委託事項の見直しについて

## VI. 現在、検討中の議題

- (1) 「経済的影響に関連した文書の検討を含むコーデックス規格の策定手続きのステップ 8 における企画の検討に関するガイドライン」について
- (2) コーデックスの作業における途上国の参加
- (3) OIE とコーデックスの合同規格
- (4) コーデックス規格の適用に関する言及
- (5) 「一般原則部会の委託事項」中の「受諾 (acceptance)」に関する文言の取り扱い
- (6) コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用
- (7) 討議文書の配布、報告書の長さ及び内容
- (8) ステップ 8 で保留されたコーデックス規格案等
- (9) 経済的影響に関するステートメントを検証するメカニズムと様式

## D. 考察

■ 「一般原則部会における検討経過に関する研究」では、「近年作業が完了した議題」として、以下に示す 37 項目の議題が検討され、各々以下のような経緯で作業完了となった。

- (1) コーデックスのフレームワークにおけるリスク分析のための作業原則案
  - ・ 第 18 回会議(2003 年 4 月)において、risk evaluation の用語を preliminary risk management activities に修正するなどの若干の修正を加え、Step 8 として、03 年 6 月の第 26 回総会に進めることが合意された。
- (2) 地域経済統合機関の加盟問題について
  - ・ 第 18 回会議(2003 年 4 月)で、FAO 憲章・

法律事項部会が検討した報告書を参考にしつつ、手続きマニュアルの改定案についての議論を踏まえ、手続き規定の改訂案を第 26 回総会へ提出することに合意した。

- (3) 食品安全のためのリスク分析のための作業原則案

- ・ 02 年の執行委員会で新規作業として承認された議題であり、第 18 回会議ではコーデックス向け原則案をベースにコーデックスの手続きに固有の部分を除いた事務局案を基に議論されたが、結局 Step 2 に差し戻しとなった。
- ・ 以降、各回会議で議論され、第 30 回総会(2007 年 7 月)において Step 5/8 で採択されたが、4 月の一般原則部会での審議のあり方が問題視され、数カ国が総会の決定に対して保留を示した。

- (4) トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング (TR/PT) の検討

- ・ 02 年の本部会で検討がなされた議題であり、リスク管理の視点を優先した議論をすべきとする意見と、消費者への情報提供等他の目的の視点も併せて議論すべき、との意見が対立していた。
- ・ 第 18 回会議(2003 年 4 月)では、事務局が作成したペーパーを基に議論がなされたが、結局、フランスが WG を設置して定義に関する検討を行うこととなり、第 20 回会議(2004 年 5 月)において提議案を手順規則に載せるよう第 27 回 CAC 総会に提案することが合意され (ALINORM 04/27/33A APPENDIX IV)、第 27 回 CAC 総会において採択された。

- (5) 国際政府間機関との協力のためのガイドライン

- ・ 本作業は、第 24 回総会で開始が決定され、事務局により手続きマニュアルの改正案が作成されたが、02 年の本部会で、手続きマニュアルの改訂ではなく、新たなガイドラインの作成を行うこととされた。
- ・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)では、規格素案を作成できる協力国際政府機関を SPS 協定機関に限定しようとする開発途上国と限定しないとする先進国間の議論となったが、結局、限定しない方向で修正し、総会に諮ることとなり、第 28 回総会では一部字句の修正を施し、承認された。

- (6) 手続き規程ルールの改訂案

- ・ 第 19 回会議(2003 年 11 月)において、手続き規程のルール IV 「執行委員会」とルール XII 「予算及び支出」(発展途上国のための特

別基金の設置)の改訂案を第 27 回 CAC 総会に提出することに合意(ALLINORM04/27/33 APPENDIX II)したが、第 27 回 CAC 総会では出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。

(7)コーデックス基準及び関連テキストの策定手順の改訂案

・ 戦略的計画の策定や作業評価(critical review)の実地などが決定されたのを受け、第 19 回会議(2003 年 11 月)において、現行パート 1 がパート 3 に変更され以降番号は繰り下がり、新たにパート 1(戦略的計画の策定)及びパート 2(作業評価)が追加された「コーデックス基準及び関連テキストの策定手順」の改訂案(ALINORM 04/27/33 APPENDIX III)が合意され、第 27 回 CAC 総会において採択された。

(8)議長を選定基準案

・ 第 19 回会議(2003 年 11 月)において議長の選定基準案(ALINORM 04/27/33 APPENDIX VI)が合意され、第 27 回 CAC 総会において採択された。

(9)「作業優先順位」の作成に関する判断基準」の改訂

・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)において、WTO からの要求の可能性等を想定して「国際政府間機関からの提案」を基準策定の優先基準に追加する修正が提案されたが、現在、コーデックス委員会の構成や委託事項等の見直しが行われていることから、その結果に配慮した上で規更改定は行ふべきとの意見が出された。  
・ その結果、総会に対し今後の進め方に関する意見を求めることとなり、第 28 回総会にて改訂案は承認されたが、コーデックス部会の構成や委託事項を踏まえて必要に応じて基準を見直すこととされた。

(10)「物理的作業グループに関するガイドライン案」と「電子的作業グループに関するガイドライン案」

・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)において、物理的 WG および電子的 WG について各々以下のような修正がなされ、第 28 回総会にて採択された。  
・ 物理的 WG については、透明性の確保のため別途定める場合を除きオブザーバーの参加を認めること及び 3 つの公用語訳をつけること等を修正し、電子的 WG については、物理的 WG と同様の修正に加え、コーデックスコンタクトポイントを通じて参加者の登録を行ふべきこと等を修正した。

(11)CAC の活動における国際的非政府組織の参加に関わる原則の再検討

・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)において INGO より、最低年数や活動地域の要件に対し、反対の意見が提出され、さらに、各国からは参加資格剥奪の手続きについて透明性を失わないようにとのコメントが提出されたため、「参加に関わる原則」を修正し、第 28 回総会にて採択された。

(12)手続き規則 VIII.5 「オブザーバー」の改正案

・ 第 20 回会議(2004 年 5 月)において改正案を第 27 回 CAC 総会に提出することが合意(ALINORM 04/27/33A APPENDIX III)されたが、第 27 回 CAC 総会では出席国数が定足数を満たさなかったため、次回総会に先送りとなった。

(13)手続規則の規則 IV.1 の「代表」についての解釈

・ 第 21 回会議(2004 年 11 月)において、FAO 法務部の代表から説明された「議長・副議長がその任に当たる際には、自国代表ではなく、個人の資格でコーデックス全体の利益を代表するものであり、手続き規則の「代表」には含まれないと解しうる」との内容を遵守した場合、北米地域の代表が不在となる可能性がある。  
・ 執行委員会の構成メンバーは 7 つの地域から、それぞれ 1 ヶ国が代表国として参加するが、北米地域は米国、カナダの 2 ヶ国で構成されており、議長、副議長も執行委員会の「代表」メンバーと解釈すれば、北米地域の代表が不在となることとあったが、議長・副議長も「代表」に含めるかどうかにつき意見が割れ、オランダ、ベルギーなどは、上記の北米地域の問題は地域の区分を見直すことにより解決可能と主張したため、本件は、今後総会に助言を求めることとなった。

(14)執行委員会におけるオブザーバー資格に関する検討

・ 第 24 回会議(2007 年 4 月)において、コーデックスにおける非政府系国際組織のオブザーバーの資格要件の見直しに伴い、資格の取り消しをどう規定するかについて検討され、最終的に "Principles Concerning the Participation of International Non-Governmental Organization in the Work of The Codex Alimentarius Commission" のセクション 6 の第 1 項の文章中で「オブザーバーステータスが付与された